

intio-NET データ通信サービス約款

第1章 契約約款の適用等

〈契約約款の適用〉

第1条 当社は、契約者にデータ通信サービスを提供するため、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第31条第5条の規定に基づき、このデータ通信サービス約款（以下「契約約款」という。）を定め、契約者は、契約約款の本編によりインターネット接続サービスを利用していただきます。

〈契約約款の変更〉

第2条 当社は、契約約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供料金は、変更後の契約約款によります。

〈協議〉

第3条 契約約款に記載のない事項でインターネット接続サービスをご利用していただく上で必要な細目的事項については、契約者と当社の協議によって定めます。

第2章 サービスの種類等

〈サービスの種類〉

第4条 インターネット接続サービスには次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|----|----|
|----|----|

- | | |
|---------------------------|--|
| ○専用線 IP 接続サービス | お客様が指定するネットワークとアクセスポイントとの間に設置される専用回線を使用して提供する接続サービス |
| ○ネットワーク型ダイヤルアップ IP 接続サービス | お客様が指定するネットワークとアクセスポイントとの間に設置される INS64 回線を使用して提供する接続サービス |
| ○端末型ダイヤルアップ接続サービス | お客様が指定するネットワークとアクセスポイントとの間に設置される電話回線又は INS64 回線を使用して提供する接続サービス |

〈サービス時間〉

第5条 インターネット接続サービスのサービス時間は、当社が保守上の都合により契約者に通知の上サービス利用を停止させていただく日を除いて終日とします。

第3章 利用契約の締結等

〈利用申込〉

第6条 intio-NET 接続サービス利用契約の申込は必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

〈利用契約の成立〉

第7条 利用契約は、前条の申込に対し当社が承諾したときに成立するものとします。

〈利用契約に基づく権利譲渡の禁止〉

第8条 契約者は、利用契約に基づいてインターネット接続サービスの権利を譲渡する事はできません。

〈契約者の地位の継承等〉

第9条 相続又は法人の合併により契約者の地位の合併があったときは、地位を継承した方は継承した日から1ヶ月以内に当社の所定の書類を当社に提出していただきます。

2.当社は契約者について次の変更があった場合には、その地位の継承があったものとみなし前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) 契約者である法人の営業の分割による新たな法人への変更
- (3) 契約者である法人の営業の譲渡による別法人への変更
- (4) 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者への変更
- (5) その他 (1) から (4) までに類する変更

〈契約者の氏名等の変更〉

第10条 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所又はクレジットカードの番号又はその有効期限について変更があったときは、変更があ

った日から30日以内に当社所定の書類を当社へ提出していただきます。

2.契約者は前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするよき（顧客設備等の追加、変更、削除等を行う事を含みます）は、当社所定の書類に変更事項変更予定日を記入して、変更予定日の1ヶ月前までに当社に提出していただきます。

第4章 回線

〈回線〉

第11条 当社は、第1種電気通信事業者の提供する通信回線を使用してインターネット接続サービスを提供します。

第5章 顧客の設備等

〈契約者設備等の設備〉

第12条 契約者は当社からインターネット接続サービスの提供を受けるにあたっては自らの費用で、当社から定める技術的事項に従って契約者側設備等を、アクセス回線を経由し当社のアクセスポイントに接続していただきます。

〈契約者番号およびパスワード管理責任〉

第13条 契約者は、契約者番号として当社より付与された番号（以下 ID という）およびパスワードを第三者に譲渡若しくは利用させたり、売買、名義変更、質入などをする事はできません。契約者は、本契約に基づき付与された ID およびパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、当社に損害を与えることはないものとします。

第6章 intio-NET サービスの利用制限

〈intio-NET サービスの利用制限〉

第14条 当社は、電気通信事業法第8条により、公益の利益のため、非常時における緊急を要する重要通信を内容とする intio-NET サービスを確保または復元させるため、その他の intio-NET サービスの提供を制限または停止することがあります。

第7章 保守

〈intio-NET サービス用通信回線の維持責任〉

第15条 当社は、intio-NET サービス用通信回線を第1種電気通信事業者より事業電気通信設備規則に適合するよう維持させます。

〈intio-NET サービス用通信回線の維持責任〉

第16条 当社は、intio-NET サービス用通信回線に障害が発生した場合あるいは滅失した場合、intio-NET サービス用通信回線の貸主である第一種電気通信事業者の修理基準に従って修理または復旧させます。ただし、この場合に次条の規定に該当するときは次条の規定が適用されるものとします。

〈提供中断〉

第17条 当社は次の場合には、intio-NET サービスの提供を中断できるものとします。

- (1) intio-NET サービス用設備の保守または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第一種電気通信事業者の都合により intio-NET サービス用通信回線の使用が不能なとき。

当社は、前項の規定により intio-NET サービスの提供を中断するときは、予めその旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 料金等

〈料金の適用〉

第18条 intio-NET サービス料金は、別表に規定するところによります。

〈料金の計算方法〉

第19条

intio-NET サービス料金のうち、初回登録費用は各 intio-NET サービスの利用契約ごとに一時金としてお支払いいただく料金であり、各 intio-NET サービス用設備へ契約者の登録等に要する費用です。

2. intio-NET サービス料金のうち、月額料金（以下「月額料金」といいます）は、毎月にお支払いいただく料金であり、料金月（当社が利用契約毎に定める暦月の一定の起算日から翌月の起算日の前日までの間をいい、以下同じとします）に従って計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更する事があります。
4. 各料金月の途中で契約者の都合で利用契約を解除する場合は理由の如何を問わず初回登録費用および月額料金は返還しません。

第9章 著作権等

〈著作権等〉

第20条 契約者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても intio-NET サービスを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定められる会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできません。

2. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、intio-NET サービスを通じて提供されるいかなる情報も使用させたり公開させたりすることはできません。
3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、契約者は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第10章 禁止事項

〈禁止事項〉

第21条 契約者は、intio-NET サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の契約者、第三者もしくは当社の著作権、その他権利を侵害する行為、または侵害する虞の行為。
- (2) 他の契約者、第三者もしくは当社の財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害する虞の行為。
- (3) 他の契約者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える虞のある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはその虞のある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の契約者または第三者に提供する行為。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為もしくはその虞のある行為。
- (6) 事実反する、またはその虞のある情報を提供する行為。
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
- (8) 契約者の承諾なく、intio-NET サービスを通して、または intio-NET サービスに関連して営利を目的とした行為、またはその虞のある行為。
- (9) intio-NET サービスの運営をさまたげるような行為。
- (10) ID およびパスワードを不正に使用する行為。
- (11) コンピューターウイルス等有害なプログラムを intio-NET サービスを通じて、または intio-NET サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (12) その他、法令に違反する、または違反する虞のある行為。また当社が不適切と思われる行為。

第11章 情報の削除

〈情報の削除〉

第22条 当社あるいは当社が指定した者は、契約者が登録提供した情報文書等が、以下の条件に該当すると判断した場合、契約者に事前に通知することなく、当該情報文書等を削除する事ができるものとします。

- (1) 第21条各号の禁止行為を行った場合。
- (2) intio-NET サービスの保守管理上必要である場合。
- (3) 登録、提供された情報、文書等の容量が当社の機器の所定の記容量を超過した場合。
- (4) その他削除の必要がある場合。

2. 前項の規定にもかかわらず、当社あるいは当社が指定した者は、情報の削除義務を負うものではありません。

3. 当社あるいは当社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより契約者または第三者に発生した損害について、一切負担を負いません。

第12章 免責

〈免責〉

第23条 当社は、intio-NET サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、登録提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他の intio-NET サービスに関連して契約者に発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

〈契約者が行う利用契約の解除〉

第24条 契約者は、当社所定の書類に、解約する intio-NET サービスの種類、解約日等、当社の指定する事項を記入の上、契約日の2ヶ月前までに、当社に通知していただくことにより、利用契約を解除することができます。

〈利用の停止〉

第25条 当社は契約者が次のいずれかに該当する場合は、一定期間若しくは永久に、その intio-NET サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 月額料金について支払期間日を経過してもお支払いいただけないとき。
- (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において intio-NET サービスを使用した時。
- (3) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える態様において intio-NET サービスを使用したとき。
- (4) 当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用が停止されたとき。
- (5) 第21条各号の禁止行為を行った場合。

当社は前項の規定により intio-NET サービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめ契約者に通知します。

〈サービスの廃止〉

第26条 当社は、都合により intio-NET サービスの特定の種類のサービスを停止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により intio-NET サービスの廃止するときは契約者に対し廃止する2ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。

3. 契約者は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより他の種類のサービスを受けることができます。

第13章 個人情報の取り扱い

〈個人情報保護方針〉

第27条 当社は、当社が業務上使用する当社の顧客・取引関係者等の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を

確立し、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持するものとします。

〈個人情報保護規定〉

第28条 当社は、この方針を実行・維持するために、「関彰商事株式会社個人情報保護規程」を定め、当社従業者（一般役職員、パートタイマー、派遣労働者等を含む）、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持するものとします。

〈業務上の連絡方法〉

第29条 当社は契約者に対し業務上必要な連絡等を行う為に、当サービス申込時に登録された契約者の情報（氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号等）を使用させて頂きご連絡を行います。